

# 貸借契約書

## 1 貸借物件

種類	規格	貸借料
非目視下非鏡視下処置用 電気手術器 RFジェネレータ II	RFP-100A	日額●●●●円 (消費税別)

賃借人地方独立行政法人市立大津市民病院（以下「甲」という。）と貸借人●●●●（以下「乙」という。）との間に、頭書の貸借物件（以下「本装置」という。）の貸借について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、甲が本装置を甲の患者に対して行う経皮的(カテーテル)心筋アブレーション(焼灼)の安全性の確保と質的向上を図るために、本契約に基づき、乙より本装置を賃借する。

（賃借料）

第2条 甲は、乙に対し本装置の貸借業務等の対価として頭書の貸借料を支払う。

（支払方法）

第3条 乙は、毎月分の貸借料を計算し速やかに甲に請求する。甲は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に乙に賃借料を支払うものとする。

（引渡し）

第4条 乙は、本装置の引渡しにあたっては、緊急時や故障時の連絡方法について十分に説明の上、これを承知させ印刷物として本装置にも掲示するものとする。

（保守点検）

第5条 本装置の引渡し完了後、乙の保守点検要項に基づき本装置の点検を実施するものとする。甲は、乙の行う保守点検に協力するものとする。

2 乙は、本装置について、不具合が発生した場合には、緊急対応が可能な体制を備えなければならない。

3 前各項にかかる費用は乙が負担する。但し、甲の責に帰すべき事由により生じた費用を除く。

(回収)

第6条 本装置の使用を中止した場合は、甲はこの旨を乙に連絡するものとし、乙は本装置の回収を速やかに行う。

(甲の注意義務等)

第7条 甲は、乙に無断で本装置の改造その他、本装置に変更を生ぜしめるような一切の行為をしてはならない。

2 甲は、甲の責任において本装置を使用するものとする。

(乙の注意義務等)

第8条 乙は、本装置の賃貸業務に必要な乙の従業員を確保しなければならない。

2 甲は、乙の従業員等が不適格であると認めた場合は、その理由を付して乙に申し出ることができる。

3 乙は、乙の従業員に対する研修訓練を行う。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約による業務を遂行するための個人情報取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(所有権の保全)

第10条 甲は、本装置の所有権が乙に属するものであることから、第三者が本装置について権利を主張し、又は仮差押え又は強制執行の申し立て等をしようとした場合は直ちに乙にその旨を通知し、乙の指示に従うものとする。又乙から本装置に乙の所有権を明示するような申し入れがあった時は、甲はこれに従うものとする。

2 甲は、本契約に基づく本装置の賃借権を他の者に譲渡し又は担保に供したりせず、又は使用者に転貸する場合を除き、乙の事前の了解なしに本装置を他の者に使用させないものとする。

(保険)

第11条 乙は、本装置について乙の負担で乙を被保険者とする動産総合保険契約を付するものとする。

2 甲又は本装置の使用者の故意又は過失により本装置が損壊した場合、それによる乙の損害が前条に定める動産総合保険で補填される限りにおいて、甲及び本装置の使用者は乙に対

してはその責を負わないものとする。

(賠償責任)

第12条 甲が乙の責に帰すべき事由により事故等を生ぜしめた場合には、乙は甲に対してその損害を負うものとする。賠償の程度、方法については甲乙協議の上決定する。

(権利義務の譲渡禁止)

第13条 乙は本契約により生じた権利義務を第三者に譲渡してはならない。

(契約の解除)

第14条 甲又は乙は、本契約の有効期間中に本契約を解除し又は本契約の一部を変更しようとする時は、1ヶ月前までに相手方に申し出、協議することとする。但し、次の各号のいずれかに該当した場合は、甲又は乙に事情の説明の機会を与えた後、期間を定めて本契約を解除することができる。この場合において乙に障害が生じても甲はその責を負わないものとする。

(1)乙が正当な理由なく本契約を履行しないとき。

(2)乙が行政庁の処分を受けたとき。

(3)乙が本契約に違反したとき。

(4)乙が本契約の履行が困難と見なしうる客観的事由が生じたとき。

(5)乙の従業員及び業者が不正又は違反の行為を行い、乙が本装置の賃貸業務を遂行できないと甲が認めるとき。

(6)甲への事情説明の期日に乙又はその代理人が出席しなかったとき。

(有効期間)

第15条 本契約の有効期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(契約の疑義)

第16条 本契約の解釈について疑義を生じた場合及び本契約に特に定めがない場合は、甲乙協議の上決定する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 3 1 年 4 月 1 日

大津市本宮二丁目9-9

借入人 甲 地方独立行政法人市立大津市民病院

理事長 片岡 慶正

●●●●

貸入人 乙

●●●●

●●●●